

平成 28 年度

静岡県子どもの貧困対策計画

〔ふじさんっこ応援プラン別冊〕

評価書

平成 29 年 3 月

はじめに

1 作成の趣旨

本県では、平成 28 年 3 月に「静岡県こどもの貧困対策計画」（ふじさんっこ応援プラン別冊）（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、市町や関係団体との密接な連携・協力のもと、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って生活していける社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として位置づけられている静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会において審議・公表することとしており、今回、平成 27 年度から開始した計画の、28 年度中の進捗までを含めた実施状況を取りまとめ、公表するものです。

2 評価の考え方

本計画では、貧困対策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の 4 つの重点項目のもと、推進していくこととしており、実績について重点項目ごとに主な取組状況を取りまとめることとします。

子どもの貧困対策は、長期的な理念のもとで着実に実施すべきものであり、短期的な効果測定になじまない点があることに十分留意しながら、初回の評価であることを踏まえ、施策のスタートが着実に切れているかを主眼に評価を行うこととします。

数値目標、参考指標の推移の状況・評価の見方

○ 数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（平成 27 年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

< 数値目標の達成状況区分 >

区 分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 計画最終年度(平成31年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

< 参考指標の推移 >

子どもの貧困対策にかかる進捗状況を把握するため、数値目標を補完する参考指標の経年変化について、以下の区分により推移を表した。

区 分 推 移

区 分	推 移
↗	増加傾向（減少が望ましい場合は、減少傾向）
→	維持・横ばい傾向
↘	減少傾向（減少が望ましい場合は、増加傾向）
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

数値目標の推移

施策項目	項目	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	直近値	目標値 (H31年度)	推移
教育の支援	スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校)	各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査)	4市3町及び各教育事務所(計2箇所)(H26)	33人 (全市町) (H28)	全市町に配置	目標値以上
生活の支援	生活保護世帯の子どもの高校等進学率	生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」、文部科学省「学校基本調査」を基に算出)	83.6% (H26)	85.7% (H27)	本県の全体平均を目指す 98.5%(H27)	B
保護者の就労支援	ひとり親の年間就職者数	ひとり親の当年度における就職者数 (県こども家庭課調査)	2,046人 (H26)	1,920人 (H27)	2,400人	基準値以下
経済的支援	ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度	ひとり親家庭実態調査における福祉施策の認知度 (県こども家庭課調査)	本文P9 経済的支援制度認知状況 (H26)	—	現状以上	—

参考指標の推移

○生活保護世帯に属する子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)		計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)
19歳以下人口に占める比率	0.53%	0.53%	→	1.33%	1.29%
高等学校等中退率*	4.60%	3.00%	↗	4.90%	4.50%

(*) 高等学校等中退率は表示年度の前年度数値

(出典) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)

19歳以下人口に占める比率: 10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち生活保護世帯の19歳以下人数(厚生労働省被保護調査)の占める割合

○児童養護施設の子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)
進学率(中学卒業後)	93.30%	92.70%	↘	96.60%	97.00%
進学率(高校等卒業後)	10.00%	23.30%	↗	22.60%	23.30%

(出典) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)

○児童扶養手当受給世帯の子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H27)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H27)
子供の数	38,428人	37,548人	↘	1,620,606人	1,565,504人
19歳以下人口に占める比率	5.71%	5.81%		7.22%	7.12%

(出典) 全国：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

県：こども家庭課調べ

19歳以下人口に占める比率：10月1日現在の19歳以下推計人口（総務省統計局）のうち児童扶養手当受給児童の占める割合

○スクールカウンセラーの配置

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H28)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H26) *
スクールカウンセラーの配置率 小学校	100.00%	100.00%	→	37.60%	56.90%
中学校	100.00%	100.00%	→	82.40%	87.10%

(出典) 全国：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ

県：義務教育課（直近値は平成28年9月1日時点）

*：全国の直近値はH26実績

計画の評価

今年度は、27年度から開始した計画の28年度中の進捗までを含めた初回の評価であることを踏まえ、施策のスタートが着実に切れているかを主眼に評価を行う。

数値目標については、把握可能な直近の実績値を評価するとともに、施策推進上の参考として掲げている指標を、数値目標を補完する参考指標とし、推移を確認する。

- ・数値目標については、4本のうち「目標値以上」が1、「B」が1、「基準値以下」が1、「当該年度未集計」が1となった。
- ・参考指標については、増加傾向が2、維持・横ばい傾向が3、減少傾向が2となった。
- ・数値目標については2本が現状値を上回り、うち1本は目標値を達成している。
- ・「ひとり親の年間就職者数」については基準値以下となっているが、全国的な求職者数の減少傾向のなか、一定水準の就職者数を維持していると考えられる。
- ・参考指標は増加傾向と減少傾向が同数であるが、増加項目は大きく改善した一方、減少項目は微減に留まっている。
- ・全体としては、計画に沿った着実な取り組みが進められていると考える。
- ・一方、基準値以下および推移が減少傾向となった項目については、計画に沿った進捗となるよう、関係する全ての施策のPDCAサイクルを徹底し、施策の不断の見直しや改善を重ね、取組を進めていく。

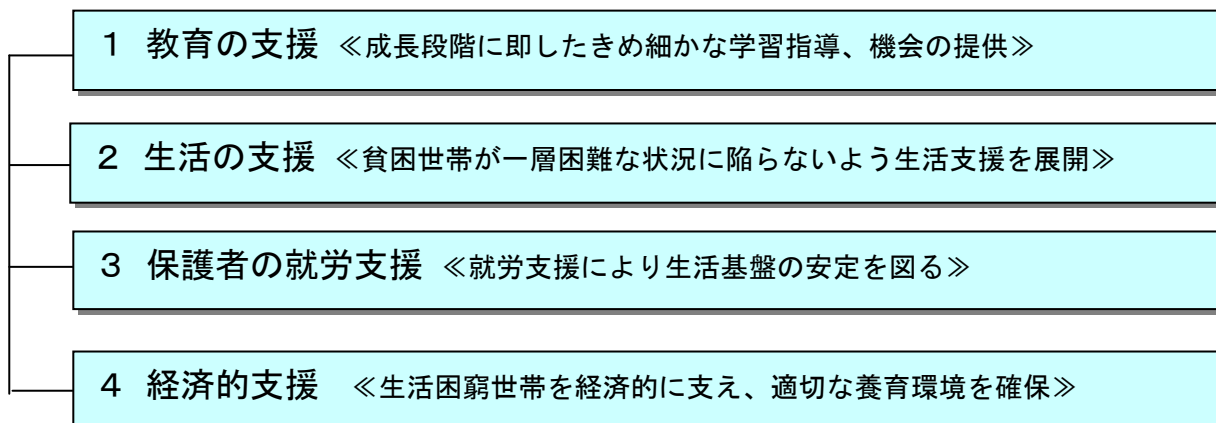
2 数値目標

区分	推移状況						計
	目標値以上	A	B	C	基準値以下	—	
数値目標	1	0	1	0	1	1	4

3 参考指標

区分	↗	→	↘	計
	増加傾向 (減少が望ましい場合は減少)	維持・横ばい傾向	減少傾向 (減少が望ましい場合は、増加)	
参考指標	2	3	2	7

(参考) 施策体系



子どもの成長ステージに即した支援の実施

	就学前(幼児期)	小中学校段階(義務教育)	高等学校段階	大学等段階・就職
教育支援	○幼児教育の現場における支援 ・低所得者の負担軽減 ・幼保小の連携推進 など			
	○生活に困窮している世帯への学習支援 ・学習の場の提供 ・児童養護施設入所者への学習支援 など			
	○学校を窓口にした学習と生活の支援 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置推進 ・学校支援地域本部・家庭教育支援チーム等による支援 ・地域人材を活用した学習補助により就学継続を支援 ・キャリア教育推進、就職支援 など			
	○就学支援の充実 ・児童扶養手当受給世帯への就学にかかる支援 ・奨学給付金、就学支援金、授業料減免 など		○大学進学に対する教育機会提供 ・児童養護施設入所者等に対し大学等への進学を支援	
	○その他の教育支援 ・食育の推進など			
生活支援	○子どもの居場所づくり等による生活支援 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の連携推進 ・生活に困窮している世帯の子どもへの居場所の提供 など			
			○子どもの就労支援 ・しずおかジョブステーションの活用 ・特別支援学校における就職支援 など	
	○保護者の生活支援 ・母子家庭等就業・自立支援センターを中心とした支援 ・保育等の確保に係る支援 ・妊娠期から子育て期までのワンストップ相談拠点の整備促進 など			
	○関係機関との連携による包括的な支援体制の整備等 ・生活困窮者自立支援法による包括的な支援 ・福祉事務所、施設等職員に対する専門性向上のための研修による資質向上 など			
	○その他の生活支援 ・住宅の支援(生活困窮者自立支援法による支援、住宅困窮度の高い子育て世帯等への県営住宅優先入居) ・母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費に関する相談支援 など			
保護者の就労支援	○育児と仕事の両立支援 ・保育士の確保など保育体制強化の支援 など			
	○親の就労支援 ・生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援等 ・母子家庭等就業・自立支援センターおよびしずおかジョブステーションとの連携による就労支援 など			
経済的支援	○生活に困窮している世帯を経済的に支える ・生活保護、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、就学支援にかかる制度の周知および着実な実施 ・ひとり親家庭への医療費助成 など			

子どもの貧困対策の実施状況

1 教育の支援

《成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供》

(1) 数値目標の状況

項目	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	直近値	目標値 (H31年度)	推移
スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校)	各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数(県義務教育課調査)	4市3町及び各教育事務所(計2箇所)(H26)	33人 (全市町) (H28)	全市町に配置	目標値以上
生活保護世帯の子どもの高校等進学率	生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合(厚生労働省「就労支援等の状況調査」、文部科学省「学校基本調査」を基に算出)	83.6% (H26)	85.7% (H27)	本県の全体平均を目指す 98.5%(H27)	B

「スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)」については、平成28年度中に33人となり、目標値とする全市町への配置が実現した。様々な困難を抱える子どもたちを、早期に把握し、福祉部門の支援につないでいくため、引き続き配置増員・資質の向上に取り組んでいく。

「生活保護世帯の子どもの高校等進学率」については、基準値から2.1ポイント増加したがH27で85.7%と県全体の98.5%に比べ、12.8ポイント低い状況である。引き続き、困窮世帯への学習支援など、貧困の連鎖からの脱却に向けた支援に取り組んでいく。

(2) 関連する参考指標の状況

○スクールカウンセラーの配置

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H28)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)*
スクールカウンセラーの配置率 小学校	100.00%	100.00%	→	37.60%	56.90%
スクールカウンセラーの配置 中学校	100.00%	100.00%	→	82.40%	87.10%

(出典) 全国：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ *全国の直近値はH26実績
県：義務教育課(直近値は平成28年9月1日時点)

スクールカウンセラーについては、計画策定時点から全校への対応が可能な体制としており、100%で推移している。

○生活保護世帯に属する子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)
高等学校等中退率	4.60%	3.00%	↗	4.90%	4.50%

(出典) 直近値：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在) 計画掲載時：同調べ(平成26年4月1日現在)

生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率は改善傾向となった。全国との比較では、高等学校等進学率、中退率は、全国値よりも低く推移している。

○児童養護施設の子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H24)	直近値 (H26)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H26)
進学率(中学卒業後)	93.30%	92.70%	↓	96.60%	97.00%
進学率(高校等卒業後)	10.00%	23.30%	↑	22.60%	23.30%

(出典) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)

児童養護施設の子供の中学卒業後の進学率はやや減少したが、高校等卒業後の進学率は増加した。

全国との比較では、中学卒業後の進学率は全国値よりやや低く推移しているが、高校等卒業後の進学率については、全国値と同数値となった。

(3) 主な事業実施状況

ア 学校を窓口にした学習と生活の支援

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備。
(特別支援学校についてはスクールカウンセラーのみ配置)
(配置実績は、数値目標及び参考指標の頁を参照)
- ・授業等における学習補助や教員の業務補助等を行う学校支援地域本部、放課後等に学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を実施。
○学校支援地域本部(H27:18市町、88箇所、192校) * 県補助事業
○放課後子ども教室(H27:17市町、116箇所、125校) * 県補助事業
- ・すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、家庭教育支援チームの取組を推進。
- ・高等学校等において退職教員・大学生等の地域人材を活用し、放課後の補習等のための指導員を派遣。
○派遣実績(H27:県立高校68校、定時制の課程を置く県立高校16校、外国人生徒選抜実施校9校及び外国人生徒が多い定時制の課程4校)

イ 幼児教育の現場における支援

- ・保育所等の保育料について、低所得世帯の保護者負担を軽減。
(年収約360万円未満世帯の保育料軽減、年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料の第1子半額、第2子以降無償化を実施)
- ・教育委員会義務教育課内に静岡県幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた調査研究、研修会等を実施。

ウ 就学支援の充実

- ・ひとり親世帯の経済的負担軽減のため、児童扶養手当受給世帯に対し小学校入学時にランドセル等の入学支度費用の一部を補助する市町に助成。
○実施市町数(H27:10市町→H28:13市町)

- ・外国語版進路相談ガイドブックを活用した市町・外国人学校が行う進路相談支援、外国人の子どもの不就学実態調査や、外国人子ども支援員の養成などを実施。
- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金や奨学給付金、授業料の減免、特別支援学校就学奨励費等、各種助成制度を周知し利用を促進。

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・児童養護施設等で暮らす子どもの将来の安定した自立を図るため、措置解除となる20歳から大学等卒業までの修学を支援。
○支援対象者（H27：1人→H28：7人）
- ・県立の大学において、経済的理由により就学を断念することのないよう、授業料減免などによる就学支援を実施。

オ 生活に困窮している世帯への学習支援

- ・県郡部の生活困窮世帯の子どもを対象とした通所型及び合宿型の学習支援教室を開催。また、取組が全県に広がるよう、市に対し積極的な働きかけを実施。
○学習の場の提供（H29.1時点）
〔通所型〕 H28：県内3か所（週1回）、参加者41人
県内7か所（集中型）、参加者89人
〔合宿型〕 H28：県内2か所、参加者41人
○学習支援事業実施市町数（H27：18市町→H28：21市町）

カ その他の教育支援

- ・子どもの生活習慣の形成に大きな役割を果たす乳幼児期を重点に、食を通じた人間性や心身の健全育成を図るため、「第3次静岡県食育推進計画」に基づき、食育にかかるキャンペーン等の啓発活動を行うなど、地域における食育を推進。

（4）今後の施策展開

- ・学校を窓口とした支援として、小中学校においてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全市町に配置し、きめ細かな相談体制や支援の充実を図っている。高等学校においても、継続した支援が必要という観点から、配置拡充を目指し、体制の充実に努めていく。
- ・引き続き、配置の拡充とともに人材の確保、資質の向上に努めていく。
- ・就学の支援として、特に貧困率の高いひとり親家庭に対する支援、施設や里親のもとで暮らす子どもに対する大学修学支援に取り組んでいる。市町等と連携し、支援が必要とする子どもに届くよう引き続き着実に取り組んでいく。
- ・貧困の連鎖を断ち切るための支援として、生活困窮者自立支援事業による生活困窮世帯の子どもの自立心の育成に取り組んでいく。
- ・経済的事情等により家庭における学習習慣が身につけていない子ども達が、主体的に学習習慣を身につけ、学力向上を図ることを目的に、社会総がかりで放課後の学習支援を行う「しずおか寺子屋」の創出に向け取り組んでいく。

2 生活の支援

《貧困世帯が地域社会から孤立するなど、一層困難な状況に陥らないよう生活支援》

(1) 数値目標の状況

項目	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	直近値	目標値 (H31年度)	推移
スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校)〔再掲〕	各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査)	4市3町及び各教育事務所 (計2箇所)(H26)	33人 (全市町) (H28)	全市町に配置	目標値以上

「スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）」については、平成28年度中に33人となり、目標値とする全市町への配置が実現した。

様々な困難を抱える子どもたちを、早期に把握し、福祉部門の支援につないでいくため、引き続き配置増員・資質の向上に取り組んでいく。

(2) 関連する参考指標の状況

○生活保護世帯に属する子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)		計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)
19歳以下人口に占める比率	0.53%	0.53%	→	1.33%	1.29%

(出典) 10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち生活保護世帯の19歳以下人数(厚生労働省被保護調査)の占める割合

19歳以下人口に占める割合は、本県は同数値、全国値はやや減少したが、大きな変動はみられない。全国平均を下回って推移している。

(3) 主な事業実施状況

ア 保護者の生活支援

- 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施

○相談支援実績 (H27: 新規相談 6,313件、支援による就職者数 718人)
(H28.11時点: 新規相談 4,212件、支援による就職者数 652人)

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭への就業・生活相談などの自立相談支援を実施。

○東部、中部、西部支所における生活・就業等相談 (H27: 5,069名)
特別相談会を県下10箇所で開催(H27: 76名)

- 家庭生活支援員・学習ボランティアの派遣

○家庭生活支援員 (H27: 155件)、児童訪問援助員 (H27: 151件)
学習ボランティア (H27: 31件)

- ・「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、市町が行う保育所や放課後児童クラブ等の多様な保育・子育て支援サービスの量的拡大への支援を実施。
 - 公的保育サービス（認可保育所、認定こども園、家庭的保育、認証保育所など）の受入児童数（H27. 4. 1：56, 515 人→H28. 4. 1：59, 101 人）
 - 認定こども園・保育所等の保育教諭及び保育士数（H28：11, 546 人）
 - 放課後児童クラブ受入児童数（H27：24, 704 人→H28：26, 431 人）
 - ファミリー・サポート・センターの提供会員数（H26：4, 806 人→H27：4, 894 人）
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うワンストップ拠点として、市町の子育て世代包括支援センター設置を促進するため、支援員養成事業を実施。
 - 子育て世代包括支援センター設置市町（H27：3市→H28：14 市町）

イ 子どもの居場所づくり等による生活支援

- ・すべての児童にとって安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携及び設置促進を市町とともに実施。
 - 放課後児童クラブ実施箇所数（640 箇所、33 市町：H28. 5. 1）
 - 放課後子ども教室数（116 教室、17 市町：H27）
 - 連携数（86 箇所※）
 - ※連携とは放課後児童クラブ児童が、放課後子ども教室の活動に参加している場をいう。
- ・ひとり親家庭の子どもに対する学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを県内3箇所でモデル事業として実施。
 - 居場所づくり（H28：県内3箇所）
- ・社会的養護のもとで育ち、就職や進学により施設等を退所した者に対し、生活費等の貸付を行うとともに退所後に離職した者に対する再自立に向けた支援を実施。

ウ 子どもの就労支援

- ・東部・中部・西部のしずおかジョブステーションや地域若者サポートステーションにおいて若年無業者に対する就職相談を実施し、若者の自立を促進。
 - しずおかジョブステーション相談コーナーにおける就職者数（H27：761 人）
- ・障害を有する生徒の就労先や現場実習先を開拓するため、特別支援学校において就労促進専門員を配置。
 - 就労促進専門員の配置（H28：高等部を有する県立特別支援学校を対象とし12の拠点校に各1人配置）
- ・就職未内定の生徒が多い高等学校に、就職支援教員を配置し、きめ細かで実効性のある就職支援を実施。

エ 関係機関との連携による包括的な支援体制の整備等

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施（再掲）

○相談支援実績（H27：新規相談 6,313 件、支援による就職者数 718 人）
（H28.11 時点：新規相談 4,212 件、支援による就職者数 652 人）

- ・支援に当たる職員の資質向上のため、生活保護や児童相談のケースワーカー、児童養護施設職員、市町職員等に対し、専門性向上のための研修を実施。

オ その他の生活支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって、就労能力及び就労意欲はあるが、住宅を喪失している又は喪失する恐れのある生活困窮者に対し、住居確保給付金の支給を適切に実施。
- ・住宅困窮度の高い子育て世帯の居住の安定確保を支援するため、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や、県営住宅の募集戸数の半分を子育て世帯に限定募集するなど優先入居を実施。

（４）今後の施策展開

- ・保護者の生活支援として、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援により、世帯の状況に応じた自立支援を実施していく
- ・特に貧困率の高いひとり親家庭への支援として、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業・生活相談などの自立相談支援を実施していく。
- ・子育て環境が厳しいひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料について、市町とともに負担軽減を行い、子どもの健全育成と、親が安心して就業できる環境整備に努めていく。
- ・子どもの居場所を確保する取組を全県に広げていくため、28年度にひとり親家庭の子どもを対象に県内3箇所で開催した県モデル事業の成果を参考として、市町に働きかけていく。
- ・地域における取組を促進していくため、市町に対して地域子供の未来応援交付金の積極的な活用を働きかけ、市町における計画策定や子どもの貧困対策の充実、連携強化に努めていく。

3 保護者の就労支援

《就労支援により生活基盤の安定を図る》

(1) 数値目標の状況

項目	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	直近値	目標値 (H31年度)	推移
ひとり親の年間就職者数	ひとり親の当年度における就職者数 (県子ども家庭課調査)	2,046人 (H26)	1,920人 (H27)	2,400人	基準値以下

[参考] ハローワークにおける全国の一般職業紹介の統計

項目	26年度	27年度	傾向
新規求職者数(常用(パート含む))	583.8万人	550.6万人	減少
新規求人数(常用(パート含む))	886.6万人	923.3万人	増加
就職者数(常用(パート含む))	180.5万人	171.2万人	減少

出典：厚生労働省職業安定局：「公共職業安定所(ハローワーク)の主な取組と実績」(H28.11)

「ひとり親の年間就職者数」については、基準値と比較して少し減少しているが、近年の景気回復基調等により、全国的に新規求職者数、就職者数が減少しており、ひとり親についても同様の傾向と考えられる中、就職者数としては一定の水準を維持している。

新規求職者数が減少する一方で、企業からの新規求人数は増加しており、母子家庭等就業・自立支援センターをはじめとした関係機関の連携により、より安定した就労先の開拓、就労支援等に取り組み、ひとり親家庭の雇用環境の改善につなげていく。

(2) 主な事業実施状況及び進捗評価

ア 親の就労支援

- 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において、生活困窮世帯に対する生活及び就労等に関する包括的な相談支援を実施(再掲)
○相談支援実績(H27:新規相談6,313件、支援による就職者数718人)
(H28.11時点:新規相談4,212件、支援による就職者数652人)
- 資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援するため、養成機関等の入学準備金などを貸し付けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を創設。
(資格取得し一定期間の勤務により返還免除)
- 高卒認定資格取得を目指すひとり親家庭を支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講する際の費用を助成する、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を創設。

- ・ひとり親家庭の雇用の安定を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、しずおかジョブステーション内の就職相談コーナー及びハローワークコーナーと連携し、ひとり親への求人情報の提供、就業相談を行うとともに、キャリアアップや転職を支援。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援実績は、全国的な傾向を反映し、求職登録数の減少がみられるが、支援により就職に結びついた割合を示す就職率は5ポイント上昇している。

[参考：母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援実績]

計画策定時点 (H26)			直近値 (H27)		
求職登録数 (A)	支援による就職者 (B)	就職率 (B/A)	求職登録数 (A)	支援による就職者 (B)	就職率 (B/A)
366 人	164 人	45.6%	267 人	135 人	50.6%

イ 育児と仕事の両立支援

- ・育児と仕事が両立できる環境を整備するため、「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、保育士の確保や保育体制の充実など、様々なニーズに応じた保育サービスを推進。

(3) 今後の施策展開

- ・子育て環境が厳しいひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料について、市町とともに負担軽減を行い、子どもの健全育成と、親が安心して就業できる環境整備に努めていく。(再掲)
- ・ひとり親の資格取得を支援するため、平成 28 年度に創設されたひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の周知・活用促進に取り組んでいく。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターおよびしずおかジョブステーション内の就職相談コーナー及びハローワークコーナーとの連携による、ひとり親家庭の雇用形態の改善に向けた支援に取り組んでいる。引き続き、きめ細かな就労支援の充実に努めていく。

4 経済的支援

《生活に困窮している世帯を経済的に支え、適切な養育環境を確保する》

(1) 関連する参考指標の状況

○生活保護世帯に属する子供【再掲】

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)		計画掲載時 (H26)	直近値 (H27)
19歳以下人口に占める比率	0.53%	0.53%	→	1.33%	1.29%

(出典) 10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち生活保護世帯の19歳以下人数(厚生労働省被保護調査)の占める割合

19歳以下人口に占める割合は、本県は横ばい、全国値はやや減少したが大きな変動はみられない。全国平均を下回って推移している。

○児童扶養手当受給世帯の子供

項目	静岡県		推移	全国	
	計画掲載時 (H25)	直近値 (H27)		計画掲載時 (H25)	直近値 (H27)
子供の数	38,428人	37,548人	↘	1,620,606人	1,565,504人
19歳以下人口に占める比率	5.71%	5.81%	↘	7.22%	7.12%

(出典) 全国：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

県：こども家庭課調べ

19歳以下人口に占める比率：10月1日現在の19歳以下推計人口(総務省統計局)のうち児童扶養手当受給児童の占める割合

児童扶養手当受給世帯の子供の数は本県、全国とも減少した。19歳以下人口に占める比率は、分母となる子供の数が減少している影響により、本県においては少し増加した。

(2) 主な事業実施状況

- ・子育て世帯への経済的支援として義務教育での就学援助、高等学校等における奨学給付金、特別支援学校就学奨励費等、就学にかかる支援制度が必要とされる世帯に活用されるよう周知し、着実に実施。
- ・ひとり親家庭や低所得世帯の子どもに対し、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を周知し、就学の費用を無利子で貸付けを実施。
○母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付(H27：635,778千円)
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健全育成を図るため、児童扶養手当の第2子、第3子への加算額を最大で倍増するなどの拡充を図った。

医療費の助成について

- ・子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの医療費助成を市町とともに実施。
- ・ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成を市町とともに実施。

(3) 今後の施策展開

- ・生活に困窮している世帯の子どもを経済的に支え、子どもの適切な養育環境を確保するため、生活保護や各種手当、就学にかかる支援制度等を周知し、着実に実施していく。
- ・所得連動返還型奨学金制度の導入や、給付型奨学金の創設等、国の動きも踏まえながら、支援制度が必要とされる世帯に活用されるよう、周知に努めていく。